

その伐採・造林、報告忘れとらん？

伐採造林届のご提出ありがとうございます。
伐採後・造林後の状況も**必ず**ご報告ください。

伐採が終わったら・・・ **30日以内に**

造林が終わったら・・・ **30日以内に**

市町村へ状況報告書を提出

報告をしないと・・・ 30万円以下の罰金になることも

森林の有する公益的機能発揮のために、適正な伐採と確実な再造林をお願いします。

引き続き、

伐採前の伐採造林届のご提出もお願いします。

森林を伐採する時は・・・ **90日～30日前までに**

市町村へ伐採造林届出書を提出

※1本や数本の伐採であっても、自分の所有する森林であっても届出が必要です。

報告をしないと・・・ 100万円以下の罰金になることも

◆詳しくは、県ホームページをご覧ください。

下記のURLまたは右のコードからアクセスできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bassai.html>

◆手続きについては、

春日市環境課 (TEL 092-584-1111)へお問い合わせください。



防ごう！盗伐、無断伐採

福岡県では、衛星画像を活用した監視体制の強化や、九州各県との連携により
違法な伐採の未然防止や早期発見の取組みを強化しています。